

糸魚川市 認知症対応型共同生活介護事業者公募要領

令和 7 年 3 月 10 日

糸魚川市福祉事務所

1. 公募の趣旨

糸魚川市では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、第 9 期糸魚川市介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）において、認知症対応型共同生活介護（定員 9～18 人）の整備を位置付けています。

また、「糸魚川市地域密着型サービスの整備及び運営方針」においては、中重度者へのサービス提供、質の高いサービスの確保、認知症高齢者支援体制の推進等の基本的な考え方を定めているところであり、これらに沿った認知症対応型共同生活介護を整備及び運営する事業者を公募により選定するものです。

2. 公募するサービスの種類等

認知症対応型共同生活介護

整備目標年次	令和 8 年度
箇所数	1 か所
定員	9～18 人
整備の種別	「糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」の基準を満たすものであれば、新築・増築・改築の別は問いません。
整備予定圏域及び立地要件	糸魚川圏域、能生圏域、青海圏域のいずれでもよい。ただし、 ・「糸魚川市地域密着型サービスの整備及び運営方針(※)」のⅢ-2-(2)事業所等の立地要件等に規定する地域とします ・災害リスクに対する施設の立地要件は、新潟県介護基盤整備事業費補助金交付要綱第 2（交付の対象）2(1)から(5)の規定に準じることとします ・糸魚川市立地適正化計画の居住誘導区域内とすることが望ましい

(※) 整備及び運営方針の詳細は、「別添 1」を参照してください。

3. 施設整備・開設にかかる補助

糸魚川市が新潟県からの補助金交付決定または内示を受け、糸魚川市議会での予算の議決を得た場合は、「糸魚川市介護基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づく補助を受けることができます。（補助金額は、県の要綱改正等に伴い変更となる場合があります。）

施設整備費	1 施設あたり 15,000～39,600 千円×調整率 1.08
開設準備経費	1 施設あたり上限額 17,802 千円 (989 千円×定員数 18 人)

補助金交付要綱の詳細は、「別添 2」を参照してください。なお、本補助を希望する事業者については、当市からの補助金交付決定後でなければ事業（工事）着手できません。

4. 応募要件

- (1) 事業運営にあたっては、介護保険法その他法令に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができる者としてします。
- (2) 介護保険法第78条の2（指定地域密着型サービス事業者の指定）第4項各号及び第115条の12（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）第2項各号に定める要件に該当しない者としてします。
- (3) 指定にあたっては、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの両方の指定を受ける者としてします。
- (4) 地域住民の理解、連携等を図るため、着工前に整備予定地域の住民に対して、整備概要の説明を十分に行うことができる者としてします。

5. 応募方法

受付期間	令和7年3月10日（木）～5月23日（金）
必要書類	「糸魚川市地域密着型サービスの整備及び運営方針」に基づく必要書類
提出部数	原本1部、その写し5部
書類体裁	原則A4判とし可能な限り両面印刷（図面等でA3判になる場合は折込み）
提出先 （問合先）	糸魚川市市民部福祉事務所介護保険係（市役所1階） 電話番号 025-552-1511（内線2170） 担当：渡辺 ※事前連絡のうえ、郵送または持参により提出願います。

6. 事業者選定方法

- (1) 糸魚川市地域密着型サービス事業者選定委員会において、書類及び面接による審査を行い、候補者を1名選定します。
- (2) その後、糸魚川市地域密着型サービス運営委員会において、上記選定経過を説明し、調査・審議いただいた結果を踏まえて、糸魚川市長が予定事業者として決定します。
- (3) 選定結果については、応募のあった事業者にも文書で通知するとともに、決定事業者があった場合は、糸魚川市ホームページにおいて、予定事業者として公表します。

7. その他注意事項等

- (1) 事業実施予定用地については、事業者において確保してください。
- (2) 応募資料については、返却できません。
- (3) 応募に要する経費については、応募者の負担とします。
- (4) 審査の結果によっては、事業予定者なしとする場合があります。
- (5) 事業予定者として決定した場合であっても、指定を確約するものではありません。基準を満たさない場合は、指定しないことがあります。また、次の場合は、決定を取り消します。
 - ・提出された関係書類等に虚偽の記載があったとき
 - ・事業内容（整備予定場所、定員等）に著しい変更があったとき
 - ・その他、市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認めたとき

(6) 書類の提出後、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、代表者の氏名、捺印のある辞退届を提出してください。様式は任意とします。

8. スケジュール（予定）

令和7年3月10日～5月23日	応募受付
令和7年3月10日～3月28日	質問受付期間（「別添3」の様式を用いること）
令和7年4月11日	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
令和7年6月	糸魚川市地域密着型サービス事業者選定委員会での審査
令和7年7月	糸魚川市地域密着型サービス運営委員会での説明
令和7年8月（予定）	決定（選定）通知

糸魚川市からの補助金を受ける場合、上記以降の日程は、令和8年度における予算措置、新潟県からの予算内示、糸魚川市の補助金交付決定等の手続が必要となるため、現段階では確定できません。

なお、糸魚川市からの補助金を受けない場合は、事業者の決定通知を受理した後、直ちに事業着手が可能です。

9. 提出書類

- 様式1 地域密着型サービス事業所設立計画書
- 様式2 資金計画書
- 様式3 収支等見込書
- 様式4 借入金償還計画書
- 様式5 地元説明経緯（予定）書
- 様式6 役員名簿（介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の11第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書）
- 様式7 代表者・管理者・介護支援専門員・計画作成担当者 経歴書

糸魚川市地域密着型サービスの整備及び運営方針

平成 20 年 12 月制定

平成 28 年 2 月 12 日一部改正

I. 目的

高齢者が、支援が必要となっても尊厳を保ちながら、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情を踏まえた地域密着型サービスの計画的な整備及び適正な運営を推進するため、この基本指針を策定する。

II. 地域密着型サービスの整備の基本的考え方

1. 中重度者へのサービス提供

要介護状態になっても自宅で介護を受けたいとする人が多い中で、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所している人が多い一因は、在宅サービスが中重度者を 24 時間 365 日体制で支えるものとなっていないことが挙げられる。

常時介護を必要とする高齢者が居宅で暮らすことが困難な場合のため、介護保険施設の基盤は必要であるが、今後の高齢者数や要介護認定者数の推計や介護保険料への影響を考えると大規模特別養護老人ホームを整備できる状況にない。

そのため今後の介護サービス基盤整備は、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で日常生活を営むことが継続できるように、地域密着型サービスに重点を置くものとする。

具体的には、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備により、24 時間 365 日の安心と安全を提供できるサービス基盤の整備を図る。

2. 質の高いサービスの確保

介護サービスについては、量的な整備とともに質の向上を図る必要がある。サービスの質という面では、介護サービスに携わる人材の育成、資質の向上のための研修体制が重要な課題となる。

介護サービス基盤を整備する事業者は、常に質の高いサービスを提供することを最優先に心がける必要があり、自らのサービスに従事する者に対しては専門的な資質の向上を図るための研修体制が求められる。

また、利用者からの苦情を懇切丁寧に対応しサービス運営に反映させることや、適切な契約締結の推進などに積極的に取り組むことが重要である。

在宅サービスと施設サービスの連携、新しい認知症ケアの充実など未来志向・先駆性の高い事業の実施を視野に入れ運営に取り組むことも望まれる。

3. 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、住民全てが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要である。そして介護サービス事業者には、認知症高齢者介護に必要な専門的な知識と技術が求められる。

今後の介護サービスは、認知症高齢者が住み慣れた自宅や地域で介護サービスを確保できるようにする観点から、認知症高齢者に保健、医療及び福祉の専門的観点から適切な評価（アセスメント）を行ったうえで、高齢者と家族に対して状態に応じて必要とされるケアを継続的に提供する基盤を、優先して整備していく必要がある。

基盤整備にあたっては認知症の利用者の行動様式、特性にあわせた動線及び設備の配置に十分配慮し、サービス提供者本位の集団ケアでなく、利用者本位の個別ケアの考え方を基本としたサービスの提供を行なうものとする。

4. 地域包括ケア体制の整備

地域における高齢者の生活を支えるために必要な基盤は、公的な保健・福祉サービスや医療機関だけでなく、インフォーマルな社会資源や住環境、さらにこうした地域資源をつなぐネットワークが重要である。「地域包括ケア」を実現するためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要となっている。

介護サービス事業者は、自らのサービス提供のみで高齢者を支えるのではなく、保健・福祉・医療の各種関係機関、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動などと連携し、元気な高齢者や地域住民が参加する「共存型」の運営を目指すものとする。

具体的には、公民館等の地域の各種団体等との連携を通じて地域の住民等の運営への参画が図られるとともに、地域住民と利用者の交流の機会が設けられるものであること。また、事業者の専門性を活かした地域住民への介護教室・出前講座の開催や相談窓口の設置等、地域に開かれた運営に取り組むことが求められる。

5. 地域に分散した小規模なサービス

定員数の多い大規模な施設への入所は、高齢者が住み慣れた地域から切り離されることになり、なじみの環境で暮らし続けることが困難になることが多い。

また、大規模施設を新設整備することは、国県市の財政面からも困難であり、まちづくり、地域の活性化などの面からも既設施設（空き家、空き店舗等）を活用した整備を行なうことも有効である。

地域に分散してこれらの小規模サービスを整備することは、サービスを利用する高齢者が、地域で生活を継続することへの支援につながる。

Ⅲ. 地域密着型サービス事業者の指定等について

介護サービス基盤の中で、市が指定指導権限を有する地域密着型サービスについては、上記Ⅱの考え方にに基づきサービス提供できる事業者を指定するものとし、介護保険関係法令・通知以外に次のとおり取扱うものとする。

1. 整備に係る事前協議

糸魚川市介護保険事業計画におけるサービス見込量、基盤整備の基本的な考え方との整合を図り、サービスの継続的・安定的な提供を確認するため事前協議を行う。市は、事業実施予定者から事業内容の確認のため書類の提出を求めるものとし、必要に応じ、現地確認を行なうものとする。

2. 事業者の選定及び事業者指導に関する事項

地域密着型サービス事業所を整備する事業者を選定する場合及び市が指定地域密着型サービス事業者に対して行う指導については、次の事項を勘案するものとする。

(1) 設置主体

地域密着型サービス事業所の設置主体は、次のすべてを満たすものであること。

- ① 介護保険事業又は医療・福祉事業の運営の実績・経験がある法人であること。実績・経験がない法人の場合は、経験のある事業者との連携及び熟練したスタッフの採用が確保されていること。
- ② 関係法令で定められた要件以外においても、介護保険事業に携わることがふさわしくないと判断される者が、法人役員等に入っていないこと。
- ③ 事業を継続的に実施する資金力があり、経営の安定性のある法人であること。

(2) 事業所等の立地要件等

① 住宅地への整備促進

施設の整備を促進するうえで、自宅での暮らし、普通の暮らしの継続という視点、家族との連携や地域との交流を確保する観点から、その立地については住宅や商店のある幹線道路沿いや集落地域内など、家族や地域との交流が確保されていると認められる地域に限定するものとする。

② 土地・建物の権利所有関係

事業所を整備する土地・建物は、設置者が所有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。

③ 設計等

事業所の設計に関しては、高齢者にやさしいデザインとし、家庭的な雰囲気が保てるように配慮すること。特に入居系サービスについては、介護する側の利便性のみを考慮したもの（回廊型やハモニカ型に並ぶなど）によることなく、入居する高齢者にとっての生活の場として、暮らし続けることができる設計であること。

④ 地域の理解

事業所を整備を計画するにあたり、事前に地域住民に説明会を行うなど十分な理解を得ていること。

- ⑤ 関係法の遵守
建築基準法や消防法等の関係諸法の基準を遵守するとともに、所管の指導に従うこと。

(3) 制度の理解と活用

- ① 権利擁護制度の理解と活用
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、成年後見制度などの内容を理解し、利用者が活用できる体制を整えること。
- ② 評価の理解と活用
自己評価、外部評価の意義を理解し、具体的な改善に取り組むこと。
- ③ 運営推進会議の活用
サービスの運営や実態について運営推進会議を活用し検討を図り、改善に取り組むこと。

(4) 運営体制

- ① 適正な契約と同意
事業所のサービス提供方針や利用料金について、利用者・家族へ懇切丁寧に十分な説明を行い、理解を得て契約を行なう体制となっていること。特に利用者が低所得者であることや支援が困難と思われることを理由にサービス提供を拒否しないこと。
- ② 利用者意見の尊重
利用者の意見・不満・苦情を把握するとともに、それらを定期的に確認する機会を設け運営に反映させること。
- ③ 家族意見の尊重と報告
家族の意見・不満・苦情を把握する機会を設けるとともに、利用者の日常の暮らしぶりや健康状態・金銭管理・職員の変更等について家族へ定期的な報告を行い、事業所行事に家族が参加するなど具体的な交流の取組を実施すること。また入居系サービスにあっては、家族会を設ける等の取組を行うことも望ましい。
- ④ 職員の意見の尊重
代表者や管理者は、介護職員等の意見・不満・苦情を聞く機会を設け、運営に反映させる体制をとること。
- ⑤ 適切な勤務体制
 - ア 利用者の状態や生活の流れに応じた支援が行なわれるよう、随時、職員の勤務体制の見直しを行なうこと。
 - イ 勤務体制については、労働関係法令を遵守し、職員の悩みやストレスを日常的・定期的に解消する方策をとること。
 - ウ 代表者は、管理者や職員が向上心を持って働けるよう、個々の努力や実績を評価し、労働条件の向上（賃金への反映など）や環境づくりに努めること。
- ⑥ 人材育成等
 - ア 管理者や介護職員等に対する研修計画を策定し、計画的に研修を受講させること。また、法人内部においても勉強会や検討会を開催すること。
 - イ 国、県、市及び事業者団体等が実施する研修には、介護職員等のみならず開設者や管

理者も積極的に参加することが望ましい。

ウ 研修が確保される勤務の配置と体系を組むこと。特に介護職員等に対しては、身体的にも精神的にも疲労が重ならない配置、勤務体系を確保すること。

(5) 地域との支え合い

サービス利用者が地域に支えられながら生活できるように、地域の様々な人や団体及びサービス資源と協同して、多様なサポート体制の構築を目指し、支えあう地域づくりのために次の事項に積極的に努めること。

- ① 事業所は地域に根ざしたものであることが期待されることから、地域になじみの深い市民の利用・入居を尊重すること。
- ② 日常の利用者と地域との交流を図り、町内会、公民館等、地域の各種団体とのネットワークを形成すること。
- ③ 地域住民が利用者と交流できる場所・機会を設けること。

(6) 関係づくりと支援

① 職員との関係づくり

職員は利用者となじみの関係を築き、介護される一方の立場に置かず、喜怒哀楽を分かち合う対等の関係が保てるような支援をすること。

② 家族との関係づくり

利用者と家族との関係が保たれるような支援をすること。

③ 大切な人との関係づくり

利用者が大切にしている知人、友人、地域との関係が途切れないような支援をすること。

(7) ケアマネジメント

① 介護計画の作成と見直し

介護計画については、本人にとっての課題を本人や家族等を交えてチームで検討する体制をとること。本人の状態や生活変化に合わせてカンファレンスを開催し、見直しを行なうこと。

② 医療との連携

かかりつけ医と関係を築きながら適切な医療を受けられるように支援をすること。認知症の利用者のため、認知症の専門医等と相談できる体制となっていること。

③ 重度化への対応

重度化する状態変化に応じて、利用者一人ひとりの事業所の対応方針を定め支援をすること。終末の在り方については利用者・家族の意向を継続的に確認しながら、利用者・家族が安心して納得した終末期を送れるよう支援を行うこと。

④ 認知症ケアへの理解と対応

ア 客観的、医学的、ケア学的に合理的なケアを提供し、利用者の尊厳の確保と自立の支援に努め、その人らしい暮らしの保障に努めること。

イ 職員の中から1名以上のキャラバンメイトを養成し、その他の職員はすべて認知症サポーターであることが望ましい。また、事業者として地域・家族への認知症啓発事業を実施に努めること。

(8) その人らしい暮らしへの支援

① 一人ひとりのペースの尊重

ケア提供にあたっては、職員側の都合や業務優先ではなく、一人ひとりのペースを保ちながら暮らせるよう支援すること。

② 食事を楽しむことへの支援

食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員が一緒に準備や食事をする事。

③ トイレで用を足すことの支援

トイレの位置および数を適切に配慮し、排せつの失敗やオムツの使用を減らし、尊厳を保ちながらトイレで排せつできるよう支援をすること。

④ 入浴を楽しむことができる支援

曜日や時間帯を職員の都合で決めることなく、利用者の希望やタイミングにあわせて、入浴を楽しめるように支援をすること。

⑤ 日常的な外出支援

利用者が事業所の中だけで過ごすことなく、積極的に外出し、日常を楽しめるように支援すること。

⑥ 身体拘束をしないケア

すべての職員が居室や玄関に鍵をかけることの弊害や身体拘束の禁止の対象となる行為を正しく理解し、身体拘束をしないケアを実践すること。

⑦ リスクの把握と対応

利用者の転倒等のリスクとその対応策について、家族等に事前説明を行い、抑圧感のない暮らしの大切さや対応内容について理解を得ること。

⑧ 事故への対応

けが、転倒、窒息、意識不明などの緊急事態の対応マニュアルを整備し、すべての職員に応急手当の訓練を定期的実施すること。

⑨ 健康面の支援

利用者には服薬支援、個別の便秘予防、口腔内の清潔保持、個別の栄養摂取状況の把握、感染症予防の取組、食材等の衛生管理を日常的に実行すること。

(9) 生活環境づくり

① 親しみやすい環境づくり

利用者や家族、近所の人にとって親しみやすく、安心して出入りができるように玄関や建物周囲の環境を整備すること。

② 居室の環境づくり

入居系サービスの居室は、利用者一人ひとりにあわせて、使い慣れたものや好みのものを活かした工夫を行なうこと。

③ 居心地よい共有空間づくり

共用の空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）は、利用者にとって不快な音や光がないよう配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような

工夫をする。

(10) 糸魚川市との連携

介護サービス事業者は、常に糸魚川市と連携・協力し、次の事項について積極的に努めること。

- ① 糸魚川市からの調査等については協力するとともに、指導助言を受けた場合は必要な改善を行うこと。
- ② 糸魚川市が開催する研修会への参加に努めること。(既に受講している研修やそれに類似する研修を除く)
- ③ 糸魚川市からの委託事業については、できる限り受託するよう努めること。

(11) 災害発生時の対応

地域の災害発生時においては、担当している利用者の安否確認を行なうとともに、被災状況に応じ必要な支援を行うこと。

また、地域に根差した福祉施設という観点から、福祉避難所の開設に関する市との協定や地域における要配慮者の避難行動、避難生活への支援に協力することも考慮すること。

(12) 市民雇用の促進

従業員（非常勤・臨時職員を含む）については、できる限り糸魚川市民の雇用を優先すること。

IV. 他市町村と地域密着型サービス事業者について

1. 他市町村による糸魚川市内の地域密着型サービス事業者の指定

他市町村から糸魚川市に対して、糸魚川市内の地域密着型事業者を指定するための協議があった場合などについては、当該事業者のサービス提供状況（糸魚川市民の待機者がいないことなど）を考慮し、個別に指定に同意するかの検討を行なうものとする。

2. 他市町村からの転入者による市内地域密着型サービス事業所の利用

他市町村に居住していた者が転入と同時に地域密着型サービスを利用することや、糸魚川市の被保険者であっても実際には糸魚川市内に居住していなかった者が市内の地域密着型サービスを利用することは、住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスである地域密着型サービスの趣旨から、望ましくない利用形態である。

地域密着型サービス事業者がサービス提供を開始する際には、利用者が現に市内に継続して居住する、又はしてきた者であるかどうかの確認を行ったうえで、利用決定を行なうものとする。

○糸魚川市介護基盤整備事業費補助金交付要綱

平成28年2月5日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県が定める介護基盤整備事業費補助金交付要綱（平成27年高齡第510号）に基づき、予算の範囲内で交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、別表第1の種別の施設を新設し、増築し、又は開設する事業者で、市長が認めたものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表第1により算出した額を上限とする。

(関係書類等の保存)

第5条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした関係書類等を事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）の定めるところによる。

別表第1（第2条及び第4条関係）

1 地域密着型施設整備事業

種別	交付の基準
特別養護老人ホーム（定員29人以下） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	(1) 別表第2に定める施設の種別ごとに、補助基礎単価に単位の数及び調整率1.08を乗じて得た額。 (2) (1)により算出された額と、別表第2に定める補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。 なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、これを上限とし、予算の範囲内となるよう補助額を調整する場合がある。

2 施設開設準備経費等支援事業

種別	交付の基準
特別養護老人ホーム（定員29人以下） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	(1) 左欄の施設の種別ごとに、別表第3に定める補助基礎単価に単位の数を乗じて得た額 (2) (1)により算出された額と、左欄の施設の種別ごとに、施設等の円滑な開所に必要な開所前6月に係る別表第3に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ただし、これを上限とし、予算の範囲内となるよう補助額を調整する場合があること。 (3) 別表第3に定める補助対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、(1)中「補助基礎単価に単位の数を乗じて得た額」とあるのは「補助基礎単価に単位の数を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）

種別	補助基礎単価	単位	補助対象経費
特別養護老人ホーム （定員29人以下）	2,000千円から 5,280千円まで の範囲で市長 が定める額	整備床数	施設の整備に必要な工事費又は工事 請負費及び工事事務費（工事施工の ため直接必要な事務に要する費用で あつて、旅費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監督料等を いい、その額は、工事費又は工事請 負費の2.6%に相当する額を限度額 とする。）。ただし、別の負担（補 助）金等において別途補助対象とす る費用を除き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認められる委 託費及び分担金及び適当と認められ る購入費等を含む。
認知症高齢者グルー プホーム	15,000千円か ら39,600千円 までの範囲で 市長が定める 額	施設数	
小規模多機能型居宅 介護事業所	15,000千円か ら39,600千円 までの範囲で 市長が定める 額	施設数	

別表第3（第3条関係）

種別	補助基礎単価	単位	補助対象経費
特別養護老人ホーム （定員29人以下）	989千円	定員数	施設の円滑な開所に必要な需用費、 使用料及び賃借料、備品購入費（備 品設置に伴う工事請負費を含 む。）、報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、旅費、役務費、委託 料又は工事請負費
認知症高齢者グルー プホーム	989千円	定員数	
小規模多機能型居宅 介護事業所	989千円	宿泊定員数	